

◆ 三部料金制の徹底について【主な抜粋】

資料 1

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改正と実効性確保策

令和6（2024）年12月19日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

液化石油ガス法「改正省令」の概要

(1) 過大な営業行為の制限

・ 下記(1)及び(3) : 2024年7月2日施行
・ 下記(2) : 2025年4月2日施行

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

(2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制 (設備費用の外出し表示) の徹底** (改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止** (改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止** (改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用 (既存契約は早期移行努力義務)。(改正省令附則第2条、第3条)

(3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① **入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務** (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示) (改正省令第16条第15号の2)
- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け** (同上)

【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

【罰則等の対象となる規律】

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- ・ 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

【具体的な規則ぶり】

- 液石法第16条第2項の規定「**施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない**」における「**施行規則で定める基準**」として、新たな規律を設ける。

= **液石法施行規則第16条（販売の方法の基準）の改正**

- 以下のような罰則等が適用される。
 - ✓ 報告徴収＜法第82条＞、立入検査＜法第83条＞
 - ✓ 勧告＜法第17条第1項＞、さらに勧告に従わないときは公表＜法第17条第2項＞
 - ✓ **基準適合命令＜法第16条第3項＞、さらに命令に違反したときは登録取消し＜法第26条第4号＞**
 - ✓ **30万円以下の罰金＜第100条第1の2号＞**

【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた
市場監視の強化・徹底 + 自主的取組の推進（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

今回の制度改正の狙い（1）

● 過大な営業行為の制限

→ 無償貸付や貸付配管といった商慣行そのものの是正

※ 無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ない、ということにはならない。
オーナー等に対する利益供与が過大かどうか、LPガス契約の切り替えを制限する契約条件かどうか論点。

● 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

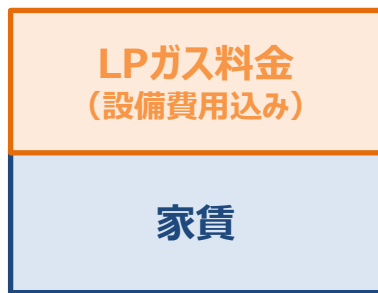
→ LPガス料金としての費用回収のあり方を適正化

（LPガスとは関係のない費用回収や、設備の持ち主ではない者からの費用回収はしない）

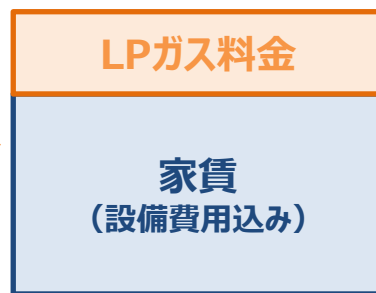
※ 施行時点のLPガス消費に係る料金契約（既存契約）は、設備費用の外出し表示のみが義務。
計上禁止義務の対象とならないものの、速やかに新制度に移行していく努力義務あり。

● 罰則 + 各種実効性確保策（通報フォーム整備・国交省等との連携・モニタリングの継続実施等）

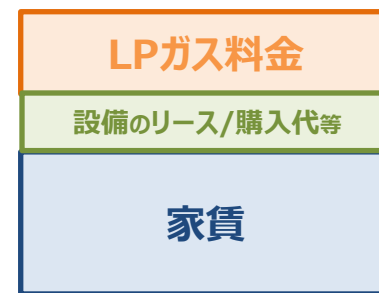
賃貸住宅入居者の負担イメージ
（現時点）



賃貸住宅入居者の負担イメージ
（新制度下）



又は



改正取引適正化ガイドラインの概要⑤

(3) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） 2025年4月2日施行

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

●本規律の趣旨・狙い

- ・不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不相当。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不相当。

●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- ・LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

●望ましい行為

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

(参考) 業界団体による自主的な取組～14条書面の再交付

「七協議会」(日本液化石油ガス協議会、東北液化石油ガス保安協議会、関東液化石油ガス協議会、中部液化石油ガス保安協議会、近畿液化石油ガス保安協議会、中国液化石油ガス保安連絡協議会、九州液化石油ガス保安連絡協議会)は、商慣行是正に向けた改正省令の施行を契機として、LPガス事業者による自主的な取組として、既存顧客への14条書面の交付(再交付)を推奨事項として決定。

※14条書面とは、LPガスの算定方法などの料金に関する情報等を記載された書面のこと。LPガス事業者は、消費者と販売契約を締結する際、液化石油ガス法第14条に定める書面(14条書面)を消費者に交付することが義務づけられている。

七協議会による決定事項(2024年10月30日)

既存顧客への

液化石油ガス法第14条 書面の交付(再交付)を推奨する

本年、4月2日に改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法」では、LPガス業界の商慣行是正という大きな節目を迎えたと言えます。具体的には「過大な営業行為の制限」「LPガス料金等の情報提供」(以上、本年7月2日施行)「三部料金制の徹底」(来年4月2日施行)の三本柱から形成され、14条書面については料金の算定根拠に変更がないことを理由に再交付は求められていません。しかしながら、LPガス業界が今まで以上にお客様に信頼され、長期にわたり安心・安全で便利なエネルギーとして供給していくにあたり、料金の算定方法や設備の所有関係等、この節目を境に改めて既存のお客様にも書面を再交付することを推奨いたします。

なお、本推奨はあくまで自主取組として行うものであり、強制されるものではありません。LPガス業界がある意味、生まれ変わろうとする意志を示すとともに、供給事業者がお客様との契約関係を再確認するためのものです。また、再交付を実施する場合、期間についても訪問機会の減少などから4年程度を見込みます。

<よくある質問に対する考え方①> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【施行前（2024年7月2日より前）に締結した無償貸与契約の取扱い】

（１）自動更新条項

- ✓ 更新期日以降の契約は「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
※ 消費者に対するLPガスの販売契約についても、更新期日以降の契約は「新規」扱い。
- ✓ 既存契約であっても、三部料金制との関係では規制されうる。すなわち、無償貸与等に係る費用（設備費用）の外出し表示等の対象となる。LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠による説明ができるようにしておく必要あり。

（２）施行前に締結したフリーメンテナンス契約

- ✓ 施行前の行為については、過大な営業行為の制限に係る規律の対象外だが、三部料金制との関係では、上記（１）のとおり、規制されうる。
- ✓ 過去に行った行為であったとしても、それがLPガス消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした契約等については今後見直していくことが望ましい。

（３）無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）

- ✓ 名義変更や引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。例えば、「残存簿価での買取による引き継ぎ」も、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断することとなる。
- ✓ 加えて、三部料金制との関係でも、上記（１）のとおり、規制されうる。

<よくある質問に対する考え方②> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【無償貸与契約と過大な営業行為の制限に係る規律との関係】

(4) オーナー等に対する無償貸与に係る設備等の費用をLPガス料金に計上していなければ問題ない? ⇒ ×

- ✓ LPガス料金に計上しているかどうかにかかわらず、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。三部料金制との関係でも外出し表示は必須。その上で、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(5) ガス器具の無償貸与は可能だが、エアコン等ガス消費と関係のない設備貸与は禁止される? 戸建て住宅向けであれば、ガス器具の無償貸与は問題とならない? ⇒ ×

- ✓ ガス器具であれ、ガスと関係のない設備であれ、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。戸建てであれ、賃貸であれ、ガス器具の無償貸与は、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。*いずれも、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされるかどうかで判断。

【三部料金：施行日（2025年4月2日）以前に締結したLPガス販売契約（既存契約）の扱い】

(6) 既存のLPガス販売契約であれば、設備料金を外出し表示しなくても良い? ⇒ ×

- ✓ 既存契約であれ新規契約であれ、施行日以降は設備料金の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用（設備費用）がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

(7) 既存のLPガス販売契約の契約期間満了前に契約者が転居し、別の者が入居した。既存契約の契約期間内であれば設備料金の外出し表示のみで良い? 自動更新条項付きの既存契約についても同様? ⇒ ×

- ✓ 別の者が入居し契約相手が変更となった時点で「新規」扱いとなり、設備費用の外出し表示に加え、エアコン等の設備費用の計上禁止の対象となる。更新期日以降の契約も「新規」扱いとなり、計上禁止規定の対象となる。

<よくある質問に対する考え方③> ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【三部料金：設備料金を「該当なし」等と記載している場合】

(8) 設備費用をLPガス料金で回収していたとしても、「該当なし」「0円」とすればわからないのではないか。

- ✓ 無償又は安い価格で設備提供等をしている場合、LPガス消費者からその費用を回収していると考えられる。このため、LPガス料金に当該費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は客観的な根拠による説明を求める。

(9) 設備料金を「該当なし」としている物件をLPガス事業者が引き継ぐ場合において、貸与設備の残存価格による買取を求めることは問題ではないか。

- ✓ LPガス事業者による「残存価格による買取」は、その時点で、①LPガス消費者との販売契約の獲得を目的として過大になされるものであったり、②当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為に係る規律との関係で問題となる。
- ✓ 三部料金制に係る規律との関係では、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。

(10) 企業の自助努力により給湯器を無償貸与し、LPガス料金として請求しないということも禁止されるのか。

- ✓ 給湯器の無償貸与についても、過大な営業行為の制限に係る規律の対象（過大な営業ではない等、対外的に根拠をもって説明でき、第三者から妥当と評価されるようにしておく必要）。
- ✓ LPガス料金を請求する場合、設備費用の外出し表示は必須。その上で、無償貸与に要した費用がLPガス料金に含まれていない（該当なし、0円）とする場合、客観的な根拠により説明可能としておく必要。

＜よくある質問に対する考え方④＞ ※パブリックコメントに対する回答も参照。

【その他】

- **ガス消費配管の所有者がオーナーであれば許可なく緊急対応できなくなってしまうのではないか。**
 - ✓ LPガス事業者には、法律で保安業務を行う義務が課されており、ガス消費配管の所有権が他者になったとしても、その義務に変わりはない。
- **ガス警報器の扱い**
 - ✓ ガス警報器については、LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理。
 - * 賃貸集合住宅の場合であっても、消費者との間で「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」は、設備料金として計上することは可能。
 - ✓ 他方、ガス警報器については、消費者に設置義務がある場合があることに加え、ガス給湯器やガスコンロ等、LPガスを消費して利用する設備や機器とは異なり、LPガス利用者やその隣接住民等をガス事故から護るために、保安上必要なものとして、LPガスの安全・安心な供給に寄与するものといえる。このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考える。
- **対外的な説明根拠等**
 - ✓ 例えば、1) 都市ガスや電気など他の事業分野の事例を参考に、当該営業行為の妥当性を説明する、2) オーナー等に対する利益供与がどのようにLPガス料金の低減につながっているのか、継続的な料金低減が可能なのか等について一定の根拠に基づき説明（例えば、経理的な決算書や帳簿等に基づき説明）することが考えられる。
 - ✓ LPガスを巡る商取引とは関係のない第三者からも妥当であると評価されるよう説明責任を果たしていくことが求められる。そのためにも、各事業者において、独自に判断基準を定めておくことが、社内体制整備の一環としても有益。

【参考】関係条文③（液化石油法施行規則） 2/2

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

※ 三部料金制の徹底に係る規律①（LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知する義務（設備費用の外出し表示の徹底））

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

※ 三部料金制の徹底に係る規律②（LPガス消費とは関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止）

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律③（賃貸物件のLPガス料金においては、LPガス消費に係る設備費用についても計上禁止）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

※ 過大な営業行為の制限及びLPガス料金等の情報提供に係る規律の施行期日：令和6年（2024）年7月2日

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日：令和7（2025）年4月2日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日前に締結されたLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示のみ求める。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 契約更新により新制度に対応したLPガス料金に早期移行する努力義務

【参考】関係条文④（運用・解釈通達） 1/2

第13条（書面等の記載事項）関係

1. 第5号中「価格の算定方法」とは、どれだけの量の液化石油ガスを使用した場合に、どれだけの価格を請求されるか、その価格の計算方法（例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等）のことである。なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、セット販売による割引が液化石油ガス料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。

「算定の基礎となる項目」とは、規則第16条第15号の7に規定する消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用等、計算の基礎となる金額に相応する項目のこと（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）。

なお、例えば戸建て（建物所有者と一般消費者等が同一である場合）において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、消費設備に係る配管、給湯設備その他の建物に付随する消費設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金・設備料金にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金は、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

第16条（販売の方法の基準）関係

1. （略）

2. 第15号の2中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合」とは、主に賃貸集合住宅の場合のこと。第15号の3、第15号の5及び第15号の9において同じ。

本規定は、一般消費者等と賃貸集合住宅の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、賃貸集合住宅の所有者や管理会社等を通じて、当該賃貸集合住宅の液化石油ガスの供給に係る料金表等が一般消費者等に対して提示されるようにすることを液化石油ガス販売事業者の努力義務としている一方で、一般消費者等から直接当該賃貸集合住宅の液化石油ガス料金の情報提供等の要請があった場合は、液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示することを義務づけるものである。

【参考】関係条文⑤（運用・解釈通達） 2/2

3. 第15号の4中「液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合」とは、主に戸建て（一般消費者等が所有する物件）の場合のこと。第15号の6において同じ。
4. 第15号の7に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用（以下「液化石油ガス料金等」という。）を請求するときには、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが（基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制）、ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。
一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に液化石油ガス料金等を請求するごとに通知する必要がある。
また、一般消費者等に算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面等に記載して通知することとするが、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、一般消費者等が書面等以外の方法により通知することを承諾した場合には、液化石油ガス販売事業者は、その旨を記載した書面等に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行うことが必要である。
5. 第15号の8中「消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外」とは、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用のこと。ここでいう「消費設備」とは、法第2条第5項に基づく「液化石油ガスに係る消費のための設備」であり、液化石油ガスに係る消費とは関係のない空調等の設備の設置等の費用は、液化石油ガス料金等を含めて請求してはならない。
6. 第15号の9のただし書きにある「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目についての内容の説明」で明記した上で、主にガス漏れ警報器の貸与料金を液化石油ガス料金等を含めて請求する場合等が該当する。

7～9.（略）

【参考】関係条文⑥（ガイドライン）3/3

（4）三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

LPガス事業者は、消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金に整理した上で、その算定根拠を通知しなければならない（設備費用の外出し表示）（液石法施行規則第16条第15号の7）。

また、エアコンやインターホン等、ガス消費とは関係ない設備費用をLPガス料金に計上してはならない（液石法施行規則第16条第15号の8）。

さらに、賃貸集合住宅等において、当該住宅のオーナー等が、ガス配管（消費配管）、給湯器、エアコン等の設備を設置する場合、それらの費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として費用計上することは適切ではない。このため、賃貸集合住宅等においては、ガス消費に用いられる設備の費用であっても、当該費用をLPガス料金に計上してはならず（液石法施行規則第16条第15号の9）、請求書への記載に当たっては、三部料金にした上で、設備料金を「該当なし（又は0円）」とする必要がある。

これらの規定は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

LPガス料金に設備費用が含まれていない（設備料金を該当なし又は0円）とする場合、対外的に説明ができるようにしておく必要がある。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要がある。

なお、2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが（令和6年改正液石法施行規則附則第2条）、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直ししていくことが望ましい（令和6年改正液石法施行規則附則第3条）。

（5）液石法第14条に定める書面等を交付するときの説明

LPガス事業者は、消費者がLPガスの供給を受けることで負担することとなる費用を巡るトラブルを未然に防止するため、消費者に対して液石法第14条に定める書面等を交付するときに、当該書面等に記載されている事項のうち次の事項について説明を行うことが必要である。

なお、消費者からの求めにより、液石法第14条に定める書面等を交付するときに説明を行うことができない場合には、当該書面等を交付した後に説明を行うことは許容される。

また、LPガス事業者は、消費者との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、LPガス事業者から説明を受けた旨を、消費者による署名等が付された書面等により確認することが必要である。

＜説明事項＞

- ① 液石法施行規則第13条第5号に定める事項
- ② 液石法施行規則第13条第6号に定める事項
- ③ 液石法施行規則第13条第7号に定める事項
- ④ 液石法施行規則第13条第8号に定める事項
- ⑤ 液石法施行規則第13条第9号に定める事項

（6）料金を変更する際の消費者に対する事前通知

LPガス事業者は、消費者と締結したLPガス販売契約に基づくLPガスの販売価格を変更する場合には、原則として変更後の販売価格の適用が開始される日の1か月前まで（販売価格を引き下げの場合及びあらかじめ消費者との間でLPガスの使用量に応じて発生する料金をLPガスの輸入価格等の変動に応じて変更する旨の契約を締結し当該契約に基づいて当該料金を変更する場合には、遅くとも変更後の販売価格の適用が開始される日の前まで）に、消費者に対して、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載して通知するか、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載した書面等を添付して通知する必要がある。

なお、消費者に対し変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際には、変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるよう、例えば、変更前の販売価格と変更後の販売価格の両方を記載する、変更後の販売価格を記載し変更前の販売価格と比べて「〇〇円の値上げ」又は「〇〇円の値下げ」と記載するなどした上で、変更後の販売価格の文字を変更前の販売価格の文字や周囲の文字よりも大きくするか、変更後の販売価格の文字の色を変更前の販売価格の文字の色や周囲の文字と異なる色にするなどして、消費者が変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する必要がある。

（7）苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

LPガス事業者は、集合住宅入居予定者を含め、消費者から寄せられるLPガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理する必要がある。このため、LPガス事業者は、消費者から寄せられた苦情等の記録簿（苦情等の受付日、内容及び処理状況等を記録したものであれば記録媒体は問わない）を作成し処理状況を管理する必要があるとともに、苦情等を適切かつ迅速に処理できるよう、例えば苦情等の受付窓口を設けるなど、必要な体制を整備することが望ましい。

なお、記録簿については苦情等への処理状況を適切に管理する必要があるため、苦情等が寄せられ対応した日から最低でも1年は保存することが望ましい。ただし、1年以上保存することを妨げるものではない。（液石法第81条（液石法施行規則第131条）で定める帳簿については法令に従って適切に管理してください。）